

知事が行う公文書の開示等に関する規則

〔平成13年 3月30日〕
埼玉県規則第38号

(開示請求に対する決定に関する事項)

第1条 埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。)第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求めることができる開示の実施の方法
- 二 前号の開示の実施の方法のうち、実施する開示の実施の方法
- 三 県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施する日時及び場所
- 四 写し、第4条第1号に規定する電磁的記録を印刷物として出力したものの又は同条第2号に規定する電磁的記録媒体に複写したものの送付の方法による開示を実施する場合には、その準備に要する期間及び写しの交付に要する費用を納付すべき旨

(第三者に通知する事項)

第2条 条例第17条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 二 開示請求があった日
- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第3条 条例第17条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- 二 開示請求があった日
- 三 条例第17条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(電磁的記録の開示方法)

第4条 条例第18条第1項の実施機関の定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電磁的記録(ビデオテープ、録音テープ及びこれらに類するものを除く。)を印刷物として出力したものの閲覧又は交付
- 二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧、聴取若しくは視聴若しくは複写したものの交付

(開示の実施の請求)

第5条 条例第18条第3項の実施機関が定める事項は、求める開示の実施の方法及び条例第14条第1項の規定による通知を受領した日とする。

- 2 条例第18条第3項の規定による申出は、求める開示の実施の方法が条例第14条第1項の書面に記載された第1条第2号に規定する実施する開示の実施の方法と異なるものでないときは、改めて行うことを要しない。

(開示の日時の変更)

- 第6条 知事は、開示請求者又は条例第21条第1項の規定により開示の申出をしたもの(第3項において「開示請求者等」という。)が条例第14条第1項の規定又は第8条の規定により通知を受けた開示の日時について変更を申し出た場合において、正当な理由があると認めるときは、当該開示の日時を変更することができる。
- 2 前項の規定による変更後の開示の日時については、知事が条例第14条第1項の規定又は第8条の規定により通知した開示の日から30日後の日までとする。
- 3 知事は、第1項の規定により開示の日時を変更したときは、その旨を開示請求者等に通知するものとする。

(開示の中止等)

- 第7条 知事は、条例第14条第1項の規定による開示の決定を受けたもの又は第8条の規定による通知を受けたもので公文書の閲覧、聴取又は視聴をするものが、当該閲覧、聴取又は視聴に係る公文書を破損し、汚損し、又は改ざんするおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずることができる。

(公文書の開示の申出に対する通知)

- 第8条 知事は、条例第21条第1項の開示の申出に係る公文書の全部若しくは一部を開示することとしたとき、又は当該公文書の全部を開示しないこととしたときは、その旨を当該申出を行ったものに通知するものとする。

(出資法人)

- 第9条 知事は、条例第37条第1項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(様式等)

- 第10条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 条例第8条第1項の書面 様式第1号
 - 二 条例第14条第1項に規定する公文書の全部の開示を決定した場合の書面 様式第2号
 - 三 条例第14条第1項に規定する公文書の一部の開示を決定した場合の書面 様式第3号
 - 四 条例第14条第2項の書面 様式第4号
 - 五 条例第15条第2項の書面 様式第5号
 - 六 条例第15条第3項の書面 様式第6号
 - 七 条例第16条第1項の書面 様式第7号
 - 八 条例第17条第2項の書面 様式第8号
 - 九 条例第17条第3項(条例第25条において準用する場合を含む。)の書面 様式第9号
- 2 次の各号に掲げる申出等は、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。
- 一 条例第18条第3項の規定による申出 様式第10号の公文書開示実施方法申出書
 - 二 第6条第3項の規定による通知 様式第11号の公文書開示日時変更

通知書

三 条例第18条第5項の規定による申出 様式第12号の公文書再開示
申出書

四 条例第21条第1項の規定による公文書の開示の申出 様式第13号
の公文書開示申出書

五 第8条の規定による通知 様式第14号の公文書開示申出に対する通
知書

六 条例第24条第3項の規定による通知 様式第15号の埼玉県情報公
開審査会諮問通知書

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の知事が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式の内紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (前略) 第113条から第115条まで(中略)の規定 平成21年
4月1日

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**(注) 知事以外の実施機関については、それぞれの実施機関で定める
規則による。**

(宛先)

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>開示請求をする公文書の名称又は内容 (できるだけ具体的に記載してください。)</p>	
<p>埼玉県情報公開条例第7条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 (該当する番号を一つ○で囲み、()内に所要事項を記載してください。)</p>	<p>1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (事務所等の名称 所在地) 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先の名称 所在地) 4 県内に所在する学校に在学する者 (学校の名称 所在地) 5 1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 (理由)</p>

注 次の欄の記載は任意です。

<p>求める開示の実施の方法 (開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にL印を付してください。)</p>	<p>1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 送付を希望) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 (<input type="checkbox"/> 送付を希望) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付 (<input type="checkbox"/> 送付を希望)</p>
<p>開示の実施の希望日</p>	<p>年 月 日</p>

注 以下の欄には、記入しないでください。

<p>担当課所</p>	<p>電話番号</p>
<p>備考</p>	

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
担当課所	電話番号
備考	

注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。

2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法等	
開示しない 情報及び その理由	
担当課所	電話番号
備考	

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
 2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課所まで連絡してください。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第4号(第10条関係)

公文書不開示決定通知書

第 年 月 日
号

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示しない 公文書の名称	
開示しない 理由	
担当課所	電話番号
備考	

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第5号（第10条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
 号 日

様

埼玉県知事



年 月 日付で請求のあった公文書の開示については、埼玉県情報公開条例第15条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称	
延長前の期間	年 月 日 () から (日間) 年 月 日 () まで
延長後の期間	年 月 日 () から (日間) 年 月 日 () まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

公文書開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、埼玉県情報公開条例第15条第3項の規定により、開示請求があった日から起算して60日以内に当該公文書の相当の部分について開示決定等を行い、残りの公文書については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該公文書の相当の部分についての開示決定等及び残りの公文書についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示又は不開示の決定を延長する公文書の名称	
埼玉県情報公開条例第15条第3項を適用する理由	
当該公文書の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
残りの公文書について開示決定等を行う期限	年 月 日 ()
担当課所	電話番号
備考	

公文書開示請求事案移送通知書

第 年 月 日
 号

様

埼玉県知事



年 月 日付で請求のあった公文書の開示については、埼玉県情報公開条例第16条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行います。

開示請求に係る 公文書の名称 又は内容		
事案の移送を受けた実施機関	名称	
	担当課所 電話番号	
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
担当課所		電話番号
備考		

様式第8号（第10条関係）

公文書開示決定等に係る意見照会書

第 年 月 日
 号 日

様

埼玉県知事



埼玉県情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示請求があったので、同条例第17条第2項の規定により通知します。 については、本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に 関 する情報の内容	
開 示 請 求 が あ っ た 日	
埼玉県情報公開 条例第17条第 2項第1号又は 第2号の規定の 適用の区分及び 当該規定を適用 す る 理 由	
意見書の提出先 (担当課所)	電話番号
備 考	

別紙

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る 公文書の名称		
開示決定に対する 反対の意思の有無	有	無
意見 〔 開示決定に 反対する 理由 〕		

公文書開示決定に係る通知書

第 年 月 日
号

様

埼玉県知事



先に照会した に関する情報が記録された公文書について、埼玉県情報公開条例
第14条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、
同条例第17条第3項

の規定により通知します。

同条例第25条において準用する同条例第17条第3項

開示請求に係る 公文書の名称	
記録されている に関する 情報の内容	
開示決定をした 理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 所	電話番号
備 考	

公文書開示実施方法申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、埼玉県情報公開条例第18条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法を申し出ます。

<p>求める開示の実施の方法 〔 公文書開示決定通知書等に記載された「求めることができる開示の実施の方法等」から選択し、その内容を記入してください。 〕</p>	
<p>埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定による開示決定通知書を受領した日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>開示の実施を希望する日 〔 開示の実施の方法の変更により開示を実施する日の変更が必要である場合は、記入してください。 〕</p>	<p>年 月 日</p>

注 この申出書は、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書を受領した日から30日以内に提出してください。ただし、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書に記載された実施する開示の実施の方法と異なるものを求めるものでないときは、申し出る必要はありません。

公文書開示日時変更通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



年 月 日付で申出のあった公文書の開示の日時変更については、知事が行う公文書の開示等に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

開示の日時を変更する公文書の名称	
変更前の開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
変更後の開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
担当課所	電話番号
備考	

様式第12号(第10条関係)

公文書再開示申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で開示決定通知のあった公文書について、埼玉県情報公開条例第18条第5項の規定により、次のとおり更に開示を受けることを申し出ます。

最初に開示を受けた日	年 月 日
更なる開示を申し出る公文書の名称	
希望する開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
求める開示の実施の方法	

公文書開示申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を申し出ます。

<p>開示を申し出る公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に〕 記載してください。〕</p>	
<p>希望する開示の 実施の方法 〔希望する□内にレ印を付してください。複数選択できます。〕</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は用紙に出力したものの交付（□送付を希望） <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付（□送付を希望）</p>

注 以下の欄には、記入しないでください。

担当課所	電話番号
備考	

様式第14号（第10条関係）

公文書開示申出に対する通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示の申出のあった公文書については、次のとおり
 開示する
 その一部を開示することとしたので通知します。
 開示しない

開示する 公文書	名 称	
	開示の実施 の方法	
	開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
	開示の場所	
開示しない 公文書	名 称	
	開示しない 理由	
担 当 課 所	電話番号	
備 考		

- 注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
 2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当課
 所まで連絡してください。

様式第15号（第10条関係）

埼玉県情報公開審査会諮問通知書

第 年 月 日
号

様

埼玉県知事



年 月 日付けの に対する審査請求について、埼玉県情報公開
条例第24条1項の規定により埼玉県情報公開審査会に諮問したので、同条第3項の規定に
より通知します。

開示決定等に係 る公文書の名称	
審査請求の内容	
審査請求 があった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

